

彩の国コミュニティ協議会運営費等補助金交付要綱

(趣 旨)

- 第1条 県は、彩の国コミュニティ運動を推進し、心のふれあう住みよい地域社会をつくるため、彩の国コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

- 第2条 前条第1項に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費等は、県の補助事業及び委託事業を除く協議会の運営に要する経費並びに地域市町村コミュニティ協議会連絡会議、市町村コミュニティ協議会の運営経費とし、補助額は、知事が定める。

(申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎年7月31日とし、その提出部数は1部とする。

(記載事項)

- 第4条 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

- 第5条 規則第6条第1項に規定する知事が定める軽微な変更は、経費の10%を超える増減以外の変更とする。

(事業内容の変更)

- 第6条 協議会は、規則第6条の規定に基づいて知事の附した条件に従い、変更（中止・廃止）の承認を得ようとする場合は、様式第2号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

- 第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 協議会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、当該補助対象事業年度の翌年度の3月31日とする。

(額の確定通知書の様式)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(書類の整備)

第11条 協議会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

平成7年度制定の「彩の国コミュニティ・メセナ運動推進費補助金交付要綱」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から適用する。